



4月13日(水) オークワ箕島店

午前10時～正午・午後1時～4時30分

問 保健センター
Tel 82-3223

市庁舎関係 連絡先

有田市役所……………	83-1111	有田市図書館……………	82-3220	保田公民館……………	82-3168
有田市消防本部……………	83-0119	初島公民館……………	82-4159	宮原公民館……………	88-5524
有田市立病院……………	82-2151	港町公民館……………	82-5957	糸我公民館……………	88-5500
有田市水道事務所……………	83-2141	箕島公民館……………	82-2276	中央地区公民館……………	82-1093
有田市文化福祉センター……………	82-3221	宮崎公民館……………	83-3955		

健診名	対象	検査内容	定員	受付	受診機関	自己負担額
ドック 人間	今年度30～74歳の国保加入者(S17.4.1～S62.3.31生まれの方)	診察、血液検査、心電図、胸部X線検査、胃部X線または内視鏡検査等	170人	5月9日(月)～	有田市立病院	7,400円
					桜ヶ丘病院	6,370円
脳ドック	今年度40～74歳の国保加入者(S17.4.1～S62.3.31生まれの方)	脳MRI・MRA検査、診察、血液検査等 ※受診機関によって検査項目が異なります。	220人	6月1日(水)～	日本赤十字社和歌山医療センター	24,400円
					成人病センター	19,000円
					国保日高総合病院	8,430円
					健診センター・キタデ	7,980円
					有田市立病院	10,000円

1日ドック助成制度のご案内 (人間ドック・脳ドック)

お知らせ

平成28年度 有田市戦没者戦災死者追悼式
先の大戦において犠牲となられた戦没者・戦災死者への追悼式を次の日程で執り行います。
日時/4月16日(土) 午後1時～5時
場所/文化福祉センター大会議室
福祉課(内線325)

①二輪車・小型特殊自動車等

車種区分	税率(年額)	
	これまで	4月から
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの	1,000円 2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	1,200円 2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの ミニカー	1,600円 2,400円 2,500円 3,700円
軽自動車	2輪のもの(※被牽引車両を含む) (総排気量が125ccを超え250cc以下のもの)	2,400円 3,600円
	専ら雪上を走行するもの	2,400円 3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円 2,400円
	その他のもの(フォークリフトなど)	4,700円 5,900円
2輪の小型自動車(総排気量が250ccを超えるもの)		4,000円 6,000円

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率が次のとおり変更となります。

軽自動車税の税率が変わります

お知らせ

後期高齢者医療制度 保険料率等の改定
保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。なお、所得の少ない方などには今までどおり軽減制度があり、さらに均等割額の5割・2割軽減の対象が拡大されます。
平成28年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

年度(年間)	均等割額	所得割率	賦課限度額(上限保険料額)
28・29年度	44,177円	8.93%	57万円
26・27年度	44,730円	8.55%	57万円

必要なもの/保険証・印鑑・40歳以上の方は特定健診受診券(40歳以上の方に4月下旬郵送予定)
対象/国保資格が6カ月以上あり、国保税の滞納がない世帯に属する方
※同年度内に特定健診、人間ドック、脳ドックのいずれかを受診できます。
※昨年度脳ドックを受診された方は、今年度の脳ドック申込はできません。
※脳外科で診療を受けている方、体内にペースメーカーや金属を入れている方は、脳ドックの受診はできません。
※40歳以上で生活習慣病の発症リスクが高い方については、保健師、管理栄養士などが個別に健康づくりのサポートをしています。

健康課(内線257)
和歌山県後期高齢者医療広域連合
Tel 073-1428-16688

②軽自動車

車種区分	税率(年額)				
	初年度検査月が平成27年3月以前	初年度検査月が平成27年4月以降	初年度検査月が平成13年以降		
軽自動車	3輪(総排気量が660cc以下のもの)	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
		貨物用	5,500円	6,900円	8,200円
	4輪以上(総排気量が660cc以下のもの)	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

問 税務課(内線374)

初年度検査年月に応じて、税額が決まります。
※初年度検査年月は自動車検査証に記載されています。

訪問理容サービス
市内在住の方で、自力で理容店に向くことが困難な方に、理容師が自宅まで訪問して理容を受けることができます。対象となる方には条件があります。詳しくは担当課

訪問理容サービス

高齢介護課(内線344)
は、従来どおりの取扱いとなります。

地域密着型通所介護の利用
定員18人以下の小規模な通所介護(デイサービス)は、4月から「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスに位置づけられました。
地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活を続けていくことを目的とし、住民登録のある市町村で利用できるサービスです。そのため、市内の地域密着型通所介護を利用できるのは、原則として有田市の住民に限られ、市外の住民は利用することができません。ただし、3月31日時点で利用契約がある場合は、市外の住民であっても、引き続き利用することができます。
なお、介護予防通所介護については、従来どおりの取扱いとなります。

老人医療費助成制度

老人医療費助成制度とは、満67歳以上69歳までの低所得の方の保険診療にかかる医療費の自己負担分を給付又は補助する助成制度です。対象となる方には条件があります。詳しくは担当課までお問合せください。

老人医療費助成制度

福祉タクシール券を発行します
身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1・A2)及び精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方には、福祉タクシール券(基本料金相当・年間28回分)を発行します。ただし、市税等に滞納のない方に限りです。手帳と印鑑をご持参のうえ、次の窓口で申請してください。

福祉タクシール券を発行します

身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1・A2)及び精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方には、福祉タクシール券(基本料金相当・年間28回分)を発行します。ただし、市税等に滞納のない方に限りです。手帳と印鑑をご持参のうえ、次の窓口で申請してください。

小・中学生への就学援助制度

経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、お子さまの学校生活に必要な費用(学用品費・給食費等)の一部を援助する制度があります。
援助を受けるには学校を通じて申請が必要です。

小・中学生への就学援助制度

認定については、教育委員会において課税状況・児童扶養手当受給の有無等を審査のうえ決定します。
教育総務課(内線294)



各種福祉手当	(月額)	
	これまで	4月から
児童扶養手当	全部支給	42,000円 42,330円
	一部支給	9,910～41,990円 9,990～42,320円
特別児童扶養手当	1級	51,100円 51,500円
	2級	34,030円 34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
福祉手当(経過措置分)	14,480円	14,600円

※手当は全国消費者物価指数の実績値を基に改定されます

各種福祉手当の改定

次の手当は4月支給分より改定されました。
民基本台帳に記録されている方で、平成27年度分の市民税が課税されていない方。
※ただし、課税されている方に扶養されていたり専従給を受けている方、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
給付額/対象者ひとりにつき3万円
※給付金の申請方法は5月上旬にお知らせする予定です。
※給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。
市や厚生労働省などがATMの操作をお願ひすることはありません。
福祉課(内線284)

児童扶養手当/18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父に支給されます。

特別児童扶養手当/20歳未満で中程度以上の障害のある児童を、在宅で療養・監護している父母等に支給されます。
特別障害者手当/20歳以上の在宅の重度障害者で、国民年金法による1級程度の障害が重複するなどの著しい障害のある方に支給されます。
障害児福祉手当/20歳未満の在宅で重度の障害のある児童に支給されます。
※いずれの手当も、所得による制限などがあります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行

この法律(障害者差別解消法)は、障がいや理由とする差別をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることをめざしています。障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したりする「不当な差別的取り扱いの禁止」や、障がいのある人から配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」を行うことについて定められています。
福祉課(内線289)

児童扶養手当(内線394)

児童扶養手当(内線394)
その他手当(内線284)